

徳島県選挙管理委員会告示第三十二号
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第二号の規定に基づき資金管理団体でなくなった旨の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。
 令和六年四月二日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

西川良夫	一山稔	資金管理団体の届出をした者の氏名	令和六年二月二十六日
西川よしお後援会	一山稔後援会	資金管理団体の名称	令和五年十二月三十日
		届出年月日	